

## 第2章 児童生徒を生かす学級・ホームルーム経営

### 1 学級・ホームルーム経営とは

#### (1) 学級・ホームルームについて

学級・ホームルームの児童生徒は、生育歴や経験、性格などの違いから様々な個人差が見られ、編成当初はまとまりを欠きやすい。しかし、学級・ホームルームは、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものである。

児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級・ホームルームで過ごすため、自己と学級・ホームルームの他の児童生徒との個々の関係や、自己と学級・ホームルーム集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教員は、個々の児童生徒が、学級・ホームルーム内でよりよい人間関係を築き、学級・ホームルームの生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように、学級・ホームルーム内での個別指導や集団指導を工夫することが求められる。

#### (2) 学級・ホームルーム経営について

学級・ホームルーム経営は、年度当初の出会いから始まる生活づくりを通して、学級・ホームルーム集団を、共に認め、励まし合い、支え合う集団にしていくことを目指すものである。これは、児童生徒の居場所をつくり、失敗や間違いを通してみんなで考え、支え合い、創造する集団を育てることもある。その際に、児童生徒の発達を支えるという視点が重要になる。

学級・ホームルーム経営では、児童生徒自身が学級・ホームルームや学校生活、人間関係をよりよいものにするために、みんなで話し合い、みんなで決めて、みんなで協力して実践することを通じて、友達のよいところに気付いたり、良好な人間関係を築いたり、学級・ホームルームの雰囲気がよくなったりすることを実感することが大切である。このように学級・ホームルーム活動における自発的・自治的な活動を通して、学級・ホームルーム経営の充実を図ることで、互いを尊重し合う温かい風土が醸成される。

#### (3) 学級・ホームルーム担任に求められる姿勢

学級・ホームルーム担任としては、特に、児童生徒に対する理解と指導についての教員の望ましい姿勢が大切である。その際、カウンセリングマインドをもって一人一人の児童生徒の言動や心情を理解し、性格、交友関係などの状況を踏まえながら接していくことによって、児童生徒と教員との信頼関係がますます深まる。

また、学級・ホームルーム内の人権感覚を育て、一人一人が大切にされる雰囲気づくりを心がけることも、学級・ホームルーム経営を進める上で大切なことである。さらに、学級・ホームルーム経営を担当が一人で抱え込むのではなく、学年や学校の教職員、家庭や地域の人々と連携・協力しながら、一人一人の児童生徒をみんなで育てていく基本姿勢や体制をつくっていくことも重要なことである。

#### ◆互いを尊重し合う温かい風土を醸成するために

通常の学級担任やホームルーム担任は、自身の学級・ホームルームに教育上特別の支援を必要とする児童生徒がいることを常に想定し、学校組織を活用し、児童生徒のつまずきの早期発見に努めるとともに行動の背景を正しく理解することが大切である。

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導や必要な支援を行うためには、基盤となる環境や人間関係を整える必要がある。特に支援が必要な児童生徒も含めた学級全員が、互いの良さを認め合い、大切に作る温かい学級・ホームルーム経営を心がけることが重要である。そのためには、障害への偏見や差別を解消する教育（障害者理解教育）を推進することを通して、児童生徒が様々な多様性を受け入れる心情や態度を育むように工夫することが重要であり、教員自身が、支援の必要な児童生徒への関わり方の見本を示しながら、周囲の児童生徒の理解を促していくことが大切である。

**(4) 学級・ホームルーム集団の育成**

ア よりよい学級・ホームルーム集団づくり

よりよい学級・ホームルーム集団の姿として次のようなものが挙げられる。

- (ア) 自己存在感のある学級・ホームルーム……自分の居場所がある。
- (イ) 共感的な人間関係のある学級・ホームルーム……自分の話をよく聞いてもらえる。
- (ウ) 自己有用感のある学級・ホームルーム……自分は人の役に立っているという自覚がもてる。
- (エ) 連帯感のある学級・ホームルーム……仲間と目的達成に向かってともに努力している。
- (オ) 所属感のある学級・ホームルーム……仲間と楽しく生活を送ることができる。
- (カ) 正義と秩序のある学級・ホームルーム……不正を正し、いじめ等を許さない。学習規律が確立されている。

イ よりよい学級・ホームルーム集団を育成するための留意事項

- (ア) 集団の中で、それぞれの能力や特性を発揮し、自己実現できるような役割を与えること。
- (イ) 集団生活になじみにくい児童生徒を早期に発見し、指導・支援を行うこと。
- (ウ) 常に集団内での人間関係の調整を図ること。
- (エ) 人権感覚を磨き、連帯意識を高めるような機会を積極的に設けること。

**(5) 学級・ホームルーム経営計画とその評価**

ア 学級・ホームルーム経営計画

学級・ホームルーム経営は、学校教育目標の実現の場であるという考え方に立ち、学年目標や児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画に基づいて取り組むことが大切である。特に4月の出会いの時期は大切である。この時期の体験が年間を通した生活集団・学習集団・生徒指導の実践集団の基盤となると考えられる。

イ 学級・ホームルーム経営の評価

学級・ホームルーム経営の評価は、計画・立案の段階、実践の過程、学期・学年の終わり等に実施する。その際、下記のような観点から評価することによって、改善点を発見し、それを実践に生かしていく工夫をしたい。また、児童生徒による自己評価や相互評価も積極的に取り入れ、参考資料として生かすとともに、児童生徒が自分たちの学級・ホームルームの充実を目指して自ら取り組んでいくことができるようにすることも大切なことである。

学級・ホームルーム経営チェックリスト		【自己評価】 4:できている 3:まあまあできている 2:もうひと踏ん張り 1:これから	
<b>【担任の児童生徒理解】</b>	自己評価	<b>【教室環境の整備】</b>	自己評価
<input type="checkbox"/> 児童生徒一人一人の思いや感じていることを把握しようと努めている		<input type="checkbox"/> 机や椅子、ロッカーの整理・整頓等について指導をしている	
<input type="checkbox"/> 児童生徒一人一人のよいところや得意などを見つけて、肯定的な声掛けをしている		<input type="checkbox"/> 掲示物を定期的に貼り替えている	
<input type="checkbox"/> 気になる児童生徒に対して、声をかけたり、話を聞いたりする機会を積極的に設けている		<input type="checkbox"/> 教室にゴミや落書きがないか点検をしている	
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席をした場合には、すぐに家庭に連絡をとり、児童生徒の状況を把握している		<input type="checkbox"/> 個々の児童生徒に応じて児童机や椅子の高さを調整している	
<b>【認め合う集団づくり】</b>	自己評価	<b>【教職員・保護者との連携】</b>	自己評価
<input type="checkbox"/> 学級目標を意識した取組を日々行っている		<input type="checkbox"/> 困ったときに校内で相談できる人がいる	
<input type="checkbox"/> 児童生徒同士が互いのよさを認め合えるような活動等を取り入れている		<input type="checkbox"/> 学年主任や管理職等への報告・連絡・相談を迅速に行っている	
<input type="checkbox"/> 一人一人が役割を果たし、主体的に活躍できる場を設定している		<input type="checkbox"/> 児童生徒のよいところや成長しているところについて保護者に伝えている	
<input type="checkbox"/> 学級のルールや課題等について児童生徒同士で話し合う機会を設けている		<input type="checkbox"/> 学校や家庭での児童生徒の様子について保護者と情報を共有している	
<b>【授業づくり】</b>	自己評価	県立教育研究所(2022)	
<input type="checkbox"/> 見通しや意欲をもてるような授業を構成している			
<input type="checkbox"/> 主体的・対話的で深い学びの視点を意識した授業づくりを心がけている			
<input type="checkbox"/> 指示や発問が具体的でわかりやすい話し方を心がけている			
<input type="checkbox"/> 自分の授業を振り返り、次の授業に生かしている			

## (6) 教室環境の整備

### ア 健康・衛生・安全を踏まえた環境の整備

採光や照明、保温、換気などに十分配慮する。黒板やゴミ箱は常に衛生的に保つ。また、教室内の整理整頓等に心がけるとともに、安全に配慮する。

### イ 教育的環境の整備

#### (ア) 机と椅子

児童生徒の体格に合った机と椅子を使用する。また、それらを大切に扱うなど、公共物の使用についての指導も大切である。

#### (イ) 掲示物

掲示物には、児童生徒に様々な伝達を行うためのもの、各教科等における学習活動と関連したもの、教室の雰囲気や和らげる装飾のためのものなどがある。いずれも、効果的な掲示を心がけるとともに、掲示期間等も考慮することが大切である。また、全ての児童生徒にとって見やすい掲示となるよう、特に掲示物の分量や大きさ、掲示する位置や場所なども工夫するよう心がける。

## (7) 家庭、地域社会との連携・協働

### ア 家庭との連携方法とその実施上の配慮事項

児童生徒理解には、保護者との信頼関係の確立が重要である。保護者との連携を密にすることが、児童生徒理解には欠かせない。学級懇談会、家庭訪問、個別面談などの機会を活用するとともに、学級・学年通信を発行するなどして連携を図るように努める。

#### (ア) 学級懇談会

学級懇談会やPTA行事等は、児童生徒の教育に対する保護者の考え方や学校への要望を聞いたり、学校の教育方針や学級・ホームルーム経営方針を具体的に伝えたりするなど、保護者との連帯感を深めるのによい機会である。特に学級懇談会では、教科等の学業成績に関する話題等に終始することなく、児童生徒の作文や生活記録などを用いて、当面する生活上の問題や進路の選択なども話題にし、保護者との連携を積極的に図る場にしていくことが大切である。

#### (イ) 家庭訪問

児童生徒の通学路や日常の様子などを把握することが第一の目的であるとともに、児童生徒のことについて保護者と情報交換し、今後の指導に生かす情報を得るための貴重な機会である。家庭訪問を行う際は、言動や服装など教員としての自覚を常にもち、訪問の目的や日時をあらかじめ保護者に知らせて協力を依頼することや、児童生徒の望ましい成長発達を援助するために保護者と共に考えようとする姿勢で臨むこと、学習活動だけでなく、生活全般にわたって話を進め、児童生徒の励みになるようにすることなどが大切である。訪問によって知り得た個人情報、慎重に取り扱うとともに、秘密を厳守しなければならない。

#### (ウ) 保護者との個別面談

家庭訪問同様、個別面談は一人一人の児童生徒の指導について保護者の協力を求めたり、児童生徒理解のための資料を保護者から提供してもらったりすることのできる貴重な機会である。また、保護者にとっては、学校教育についての理解を深めたり、児童生徒の家庭での指導について示唆を得たりすることのできる機会でもある。

個別面談を行う際には、担任は事前に一人一人の資料を整えておく必要があり、保護者と接するときは一方向的にならず、保護者の悩みや訴えを温かく受け入れる態度をもって当たることが大切である。

#### (エ) 学級・学年通信の発行

「学級だより」や「学年だより」などの学校からの通信は、学校での児童生徒の様子や学校の取組を知らせ、学校と家庭が密接な協力体制をつくることに役立つ。内容及び表現については、人権尊重の視点から十分配慮することが大切である。

イ 地域社会との連携方法とその実施上の配慮事項

地域の実情を十分理解した上で、学校教育の充実に生かしていきたい。学校行事や地域の様々な行事においては、児童生徒が幼児や高齢者、障害のある人々、地域に住む外国の人々と交流する機会を積極的に設けていきたい。その際、人間的な触れ合いを深め、共に学ぶことができるようにすることが大切である。

(8) 学級・ホームルーム担任の各種事務

学級・ホームルーム担任の仕事には、児童生徒の指導とともに指導に関わる内容についての事務処理も含まれる。その内容は以下の表のように多岐にわたる。その中でも特に、表簿（学校教育法施行規則第28条）のうち指導要録（同第24条）、出席簿（同第25条）と、健康診断票（学校保健安全法施行規則第8条）については、記録・整備を行う義務がある。

教材・教具を購入する場合、教育的価値や保護者の負担について深く留意し、使用については校長や監督官庁に届出を要する場合もあるので独断で処理してはいけない。

表 学級事務の一覧（例）

1 学期	学級経営案作成、学級組織の編成 指導要録、健康診断票、児童生徒名簿の管理 児童生徒調査票、健康調査票の配布回収 教科書・副教材の配布 座席・下足箱・ロッカー等の決定 清掃区域の確認 給食に関する準備管理 PTA役員等の調整	3 学期	学級組織の編成、指導要録、指導要録抄本作成 卒業生台帳の作成、引継ぎ諸帳簿の整理 次年度の学級編制
		年間	出席簿、学級日誌、行動の記録と整理 学級通信、家庭との連絡、面接相談 通知表、成績一覧表、学習の記録と評価 教室環境の整備、机・椅子など教室環境の点検
2 学期	学級組織の編成、教科書や教材の配布（後期用） 学校行事等の準備・運営		

参考文献

(1) 文部科学省（令和4年12月）「生徒指導提要」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm)



(2) 文部科学省（平成29年3月）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)



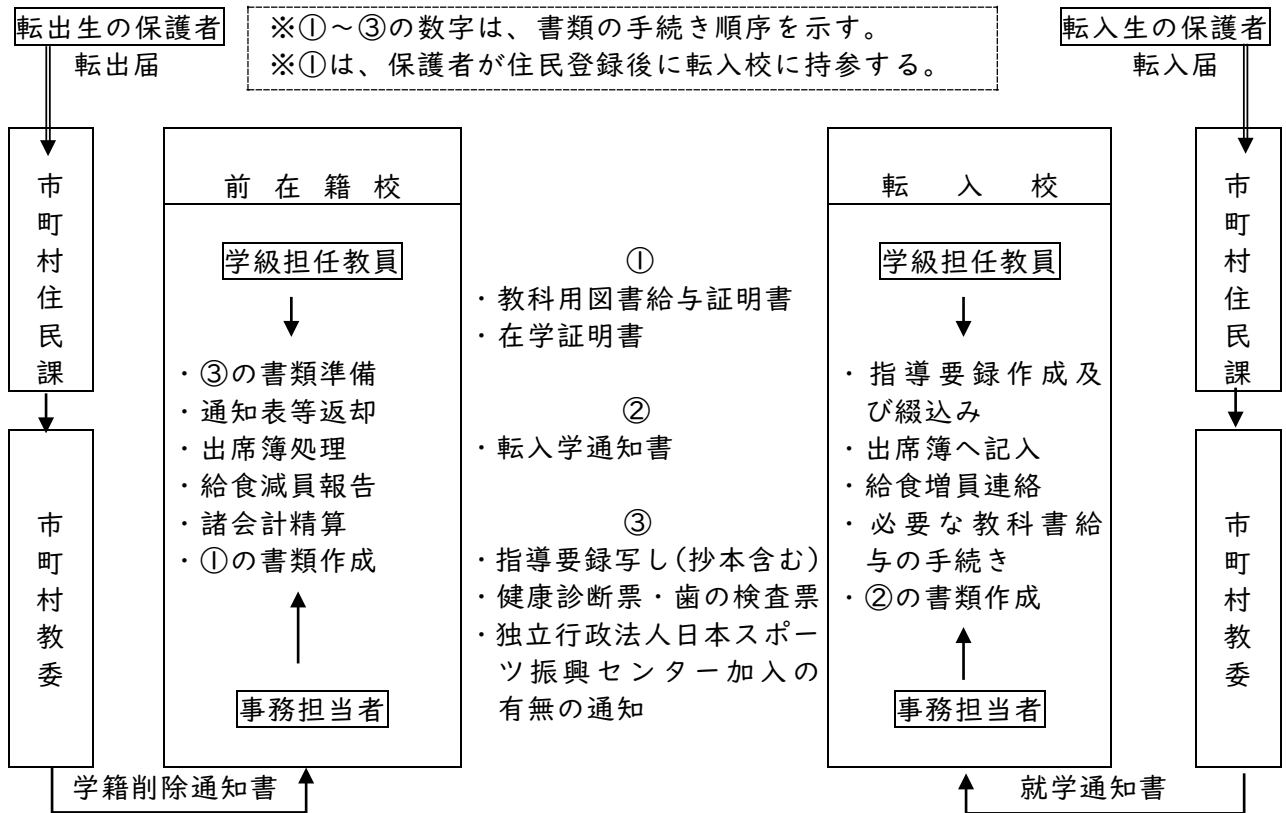
(3) 奈良県教育委員会（平成31年3月改訂）「～新規採用教員のための常識ノート～はじめの一步」

<https://www.pref.nara.jp/item/82003.htm>



## 2 転出入及び進学に関する事務

### (1) 転出入の手続き (小学校・中学校・義務教育学校)

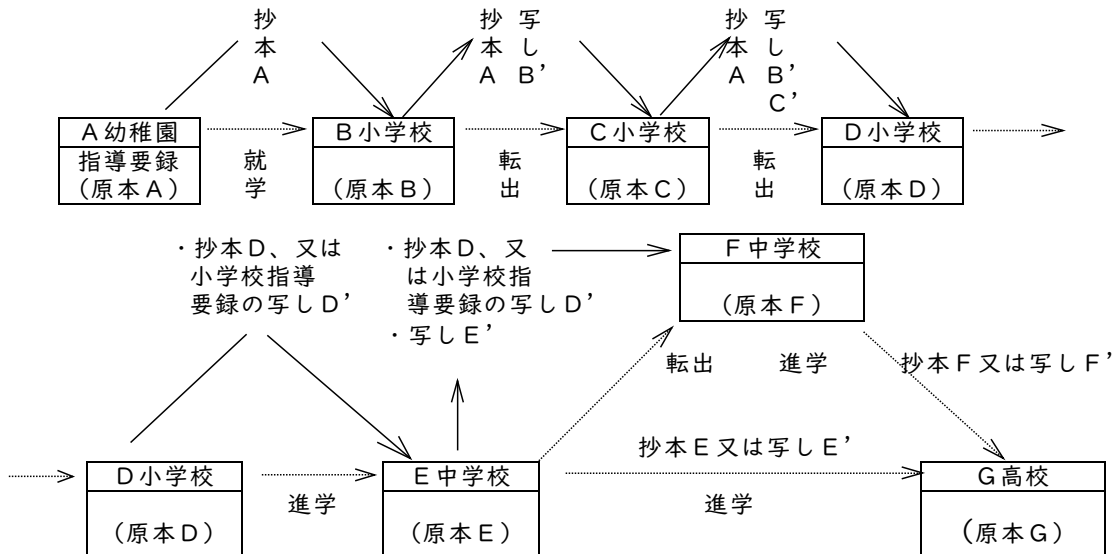


### (2) 転出入時における指導要録の写しの送付及び保存

転出時に学校に残った指導要録の原本や転入時に送付を受けた写しは、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存する。

### (3) 進学時における抄本や指導要録の写しの保存

送付を受けた抄本又は指導要録の写しは、その児童生徒がその学校に在籍する期間は保存する。



### 3 就学援助制度等について（小学校・中学校・義務教育学校）

学校教育法では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」（同法第19条）とされている。

#### (1) 就学援助の対象者

- ア 要保護者  
生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- イ 準要保護者  
市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

#### (2) 申請方法

- ア 校長と民生委員が協議して教育委員会に申請する。
- イ 各家庭から教育委員会に直接申請する。
- ウ 各家庭から学校を経由し、教育委員会に申請する。

#### (3) 給付内容

- ア 生活保護法による教育扶助（要保護）  
イに述べる就学援助・就学奨励費とほぼ同様の給付を受けることができる。ただし、修学旅行費と医療費（学校疾病）については、生活保護法による教育扶助費では給付されない。この場合は、就学援助費・就学奨励費補助金を申請することにより給付される。
- イ 就学援助・就学奨励制度（準要保護）

種類	対象となる内容
学用品費	児童生徒の所持にかかる物品で、学習に必要とされる学用品
通学用品費	通学用品（カバン、かさ、上履き、帽子等）
校外活動費 （泊なし）	学校行事で宿泊を伴わない校外活動に参加するために必要な交通費及び見学料
校外活動費 （泊あり）	学校行事で宿泊を伴う校外活動に参加するために必要な交通費及び見学料
体育実技用具費	体育の授業に必要な実技用具で個々に用意することとされている物品
新入学児童生徒 学用品費	ランドセル、カバン、通学用服、通学用品等（新入学時のみ）
修学旅行費	修学旅行に要する経費（小・中学校それぞれ1回限り）
通学費	片道の通学距離が児童の場合は4km以上、生徒の場合は6km以上の者が通学する場合に要する経費
医療費	学校保健安全法第24条の政令で定める疾病で、学校において治療指示を受けた医療費
学校給食費	学校給食に要する費用の実費

#### (4) 受給方法

- ア 教育委員会又は担当課に保護者が現金を受け取りに行く。
- イ 教育委員会又は担当課より各家庭の預金口座に振り込まれる。
- ウ 校長が代理受領人となり、教育委員会から現金（口座振込）を受給し、各家庭は学校から現金若しくは口座振込により受け取る。

注) 市町村によって申請方法、受給方法等が異なる。

児童生徒のプライバシーに関わるが多いため、取扱いに当たっては特に慎重に行うとともに、教育的な配慮を十分心がけることが大切である。